

● 厚生労働省 法改正のお知らせ ●

パートタイム労働法が 変わります

4月1日からパートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるとするために、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

【改正のポイント】

○パートタイム労働者の公正な待遇の確保
正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大します。

○パートタイム労働者の納得性を高めるための措置
パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければならない。

○パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設
雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができる。

次世代育成支援対策促進法が延長され、新たな認定制度が創設されます

次世代育成支援対策促進法（次世代法）とは、日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもへの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律です。

【改正のポイント】

○法律の有効期限の10年間延長
法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されます。

○新たな認定（特例認定）制度の創設
厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されます。

詳しくは「厚生労働省」のHPをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>

【問い合わせ先】

・厚生労働省

北海道労働局雇用均等室

☎011-709-2715

北海道新幹線建設工事に伴う土地の立ち入りについて

北海道新幹線新函館北斗・札幌間の八雲町区間工事のため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の委託する業者が、土地の調査測量・物件調査および地質調査等を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

【立ち入りする土地の区域】
上の湯、わらび野、桜野、浜松、熱田、大新、春日、立岩、花浦、山崎、黒岩

【立ち入り期間】
平成28年3月31日まで
【立ち入り区域の図面設置場所および問い合わせ先】
新幹線推進室



北海道新幹線H5系

函館開発建設部より 国道管理のお知らせ

熊石地域の国道（229号関内～折戸および277号雲石峠頂上より熊石側）について、維持や除雪、管理は江差道路事務所が管轄しています。ご意見、問い合わせは左記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

函館開発建設部

江差道路事務所
☎0139-52-0107

相 談

函館弁護士会による
無料法律相談

【日時】

4月10日（金）、24日（金）
午後1時～5時
（各相談時間30分）

【会場】はびあ八雲

※予約制・先着順

【問い合わせ先】

函館弁護士会
☎0138-41-0232

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ【平成27年度保険料率改訂について】

衆議院の解散に伴い、平成27年度政府予算編成が遅れたことから、平成27年度の健康保険料率ならびに介護保険料率の決定が遅れました。

このため、保険料率の変更が例年より1カ月遅れの4月分（6月1日納期分）からとなります。

平成27年度の健康保険料率は10.14%（+0.02%）、介護保険料率は1.58%（-0.14%）と、健康保険料率は引き上げざるを得ない結果となりました。

厳しい経済状況の中でございますが何卒、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】全国健康保険協会北海道支部 ☎011-726-0352